

令和6年度 フェリーチェ玉村国際小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

本校は、キリスト教の精神に基づき健全な精神の育成を図るとともに、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応していく。

II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条による、生徒指導委員会と兼務）

学校におけるいじめの防止・早期発見等に関する措置を実行的に行うための組織とする。

(1) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、ブロック主任、養護教諭

※ いじめ対策担当教諭は、生徒指導主任が兼務する。

(2) 組織の役割

○学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

- 教職員の共通理解と意識啓発
- 児童や保護者に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 個別面談や相談の受け入れ、およびその集約
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 発見されたいじめ事案への対応
- 重大事態への対応

III いじめの未然防止

1 聖書教育及び学級経営の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、聖書教育に資する学習の充実に努めるとともに各学級においても万全な体制で臨めるよう全教師の協力体制を整える。

2 「聖書」を通して

(1) 「聖書」の授業を通して

- 生きる意味、生命の大切さを指導する。

○常日ごろからあたたかな人間関係を醸成するよう学校全体の校風造りに努める。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「聖書」等の授業で学んだ人間としての生き方やあり方を通し、直接体験の場や機会に定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

3 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、保護者と連携して指導する。

(2) 子どもの家庭での様子を把握し、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 家庭との連携を深め、子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

・学校生活での健康観察、授業、休み時間、給食、登下校の様子や児童の表情、言葉遣いなど、些細な変化に気づき、情報共有を行う。

・情報に基づき、速やかに対応すること。

2 「いじめアンケート（なかよしアンケート）」の実施及び学年・学校全体での情報共有アンケート結果に応じた面談の実施

VII いじめに対する早期対応

○いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、速やかに管理職に報告し、情報収集を行い、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

○いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、その児童や保護者に対する支援を行う。いじめた児童に、自らいじめ行為の責任を自覚させるための指導またその保護者への助言等を行う。

○保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。

○保護者、地域等でいじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合を定義とする。

(2) 重大事態への対応

○いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

○ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。